3　中心市街地の活性化に関する法律の規定により特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 4　輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 5　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に規定する旅客自動車運送事業を経営する者又は当該事業を経営する者を構成員とする事業協同組合等	八 1　情報技術の普及及び変化に対応するための情報化投資を行う者 2　中小企業等経営強化法の規定により情報処理支援機関の認定を受けた者	九 1　経済の構造的変化等に適応するために海外展開を行う者又は海外展開事業の再編を行う者 2　海外における経済の構造的変化等に適応するために海外展開事業の再編を行う者 3　海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている者	十 1　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎法」という。）に規定する過疎地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に規定する半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に規定する離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に規定する奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に規定する小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に規定する振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に規定する特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 8　過疎法に規定する過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村であって、過疎地域に隣接している非過疎地域市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 9　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）に規定する産業導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること。	経済の構造的変化等に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を支援すること。	地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地方創生に資する取組の促進等を通じ地域経済の活性化を図ること。

10　1から9まで以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 11　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者 12　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の規定により都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う者 13　本社を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する特別区から地方に移転する者又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する者 14　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）の規定により策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者	十一 1　経済的若しくは社会的に有用な事業を承継する者又は事業の承継を計画する者 2　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	十二 卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は当該者を構成員とする事業協同組合等であって、観光に関する事業を行うもの	十三 1　非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む者 2　事業場内最低賃金の引上げに取り組む者 3　従業員の長時間労働の是正に取り組む者 4　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の規定により一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者及び同法の規定により認定を受けた者 5　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により認定を受けた者 6　障害者の雇用又は障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む者 7　外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む者 8　健康経営優良法人の認定を受けている者 9　雇用する従業員のリスキリングに取り組む者
	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約する中小企業者及び事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること。	観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図ること。	非正規雇用労働者の処遇改善への取組や長時間労働の是正等の働き方改革を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進等を図ること。